

※ 同一世帯以外の方が、自己の権利の行使又は義務の履行のために住民票を取得されたい場合にお使ください。

住民票交付請求書（第三者請求用 ※）

甲賀市長 あて

令和 年 月 日

申請者	住所	
	ふりがな	
	氏名	印
	生年月日	
	電話番号	
	対象者との関係	申請者は、対象者からみて （ ）です。

対象者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	滋賀県甲賀市		

必要な証明書の 種類等	住民票の写し（世帯全員）	通	住民票に本籍などを表示しますか？	
	住民票の写し（世帯の一部）	通	本籍・筆頭者	☐ 省略 ☐ 表示
	住民票の写し（除票）	通	世帯主・続柄	☐ 省略 ☐ 表示

請求理由と利用目的を具体的に記入してください（例：「相続のため」というだけではなく、「いつ誰が亡くなりどういう親族関係である自分が相続人となり、何の手続きをするために誰の証明をどこへ提出する必要があるか。」など、具体的に記載してください。）

誓約書

請求した住民票の写しについては、記載した「請求理由」以外の用途に用いないことはもとより、「対象者」に対しては、憲法が保障する基本的人権の尊重とプライバシー保護を十分認識し、一切迷惑をかけないことを誓約します。

- 不正な目的に使用される恐れのある請求・申請には応じられません
- 偽りその他不正手段により交付を受けた者は30万円以下の罰金に処せられます（住民基本台帳法第46条）

請求に必要なもの ※ 疎明資料については窓口にてコピーをとらせていただきます。ご了承ください。

- （1）申請者の本人確認書類 運転免許証、パスポート、在留カード、個人番号カードなど
- （2）事実確認のための疎明資料の写し
 - ・申請者が相続人となる遺産相続など権利行使を目的として請求される場合
 - 住民票を必要とする理由と提出先（何の手続きをするにあたって、誰のどういう証明書が必要であるか）などの確認できる書類をご用意ください。
 - （例） 被相続人が亡くなったことが確認できる戸籍、亡くなった方と請求者の親族関係かがわかる戸籍、申請者が相続人となることが確認できる戸籍、提出先から必要な方の住民票の提出を求められていることが確認できる書類 など

※ もし申請者が相続人や利害関係人でない場合は「住民票を請求できる権利または義務がある」とは認められません。

《3》郵送の場合のみ：返信用封筒（返信用封筒の宛先は、**申請者の住民登録上の住所**に限ります）

申請者の住民登録上の住所と氏名を宛先に記入し、郵便切手84円を貼ってください。

《4》郵送の場合のみ：定額小為替（（6ヶ月以内発行のもの）住民票は1通あたり300円です。）

定額小為替には**何も書かずに**同封してください。また、おつりの要らないようにお願いします。

（郵送の場合の送付先）〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所 市民課